

# 東京造形大学 非常勤教員に関する規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、東京造形大学（以下「本学」という。）の非常勤教員の採用及び雇用契約等について必要な事項を定める。

## (要件)

第 2 条 非常勤教員の要件については、「東京造形大学 教員資格基準規程」（以下「教員資格基準規程」という。）を準用する。  
2 前項に加えて、特別に定める場合を除き、「東京造形大学 就業規則」及び「学校法人桑沢学園 職員任免規程」等を準用する。

## (雇用契約期間及び契約更新の期限)

第 3 条 非常勤教員の契約期間は、契約の開始日から当該年度末までとし、1年以内の範囲で、その都度決定する。ただし、契約を更新する場合もあり得る。  
2 契約の開始日は、原則として、毎年4月1日及び9月1日とする。  
3 契約の更新は、原則として、10年を限度とし、10年を超えての更新は行わない。  
4 前項の規定にかかわらず、契約の期限は、満70歳の年度末までとする。

## (採用計画)

第 4 条 学長は、本学の教育・研究計画に基づき、非常勤教員の採用計画を作成する。  
2 前項の採用計画については、教育運営会議の議を経て、学長が決定する。

## (理事長との協議)

第 5 条 学長は、前条の非常勤教員採用計画について、理事長と協議する。

## (志願者の募集)

第 6 条 学長は、前条の理事長との協議を経た後、非常勤教員志願者を公募する。  
2 志願者の応募方法、その他履歴書・研究業績等の提出書類等は、公募要領に定めるとおりとする。

## (選考)

第 7 条 非常勤教員の採用候補者の選考については、学長は、公募に応じた者のうちから、教員選考委員会の選考を経て、教授会に諮って、採用予定候補者を決定する。  
2 前項の非常勤教員の選考に当たっては、別に定める「教員資格基準規程」並びに「東京造形大学教員採用手続きに関する規程」を準用して行う。

## (採用の決定)

第 8 条 学長は、前条による非常勤教員の採用予定候補者を理事長に具申し、理事長が決定する。

## (細則)

第 9 条 この規程の運用について必要な事項は、別に定める。

## (所管)

第 10 条 非常勤教員の採用に関する事務は、教務課が所管する。  
2 非常勤教員の雇用契約に関する事務は、経営企画課が所管する。

## (改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

## 附則

- 1 この規程は、昭和56年1月12日制定・施行する。
- 2 この規程は、平成9年12月8日から改正・施行する。それに伴い、「東京造形大学 非常勤講師新規採用手続きに関する規程」は、廃止する。
- 3 この規程は、平成10年5月1日から改正・施行する。
- 4 この規程は、平成18年4月1日から改正・施行する。
- 5 この規程は、平成19年4月1日から改正・施行する。
- 6 この細則は、平成22年4月1日から改正・施行する。
- 7 この細則は、平成23年11月1日から改正・施行する。
- 8 この規程は、平成26年4月1日から「東京造形大学 非常勤教員に関する規程」と呼称を改め、改正・施行する。
- 9 この規程は、平成27年 4月 1日から改正・施行する。
- 10 この規程は、平成27年12月1日から改正・施行する。
- 11 この規程は、平成29年4月1日から改正・施行する。
- 12 この規程は、平成30年4月1日から改正・施行する。
- 13 この規程は、平成31年4月1日から改正・施行する。
- 14 この規程は、令和 2年4月1日から改正・施行する。